

※備考欄の丸数字は、資料5の意見番号に連動

章・条(見出し)	条文	解説文	備考
前文		本条例がめざす姿を前文としてまとめていきます。 今後、こどもの意見等についても反映していくことを考えています。	
第1章 総則			
第1条 (目的)	この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)、こども基本法(令和4年法律第77号)及び伊賀市自治基本条例(平成16年条例第293号)等に基づき、こどもは、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在として、市の責務並びに保護者、市内の育ち学ぶ施設に関わるもの及び市民などが相互に責務役割を果たすことで、こどもが安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。	こどもの権利について、条例として明らかにしています。 この条例は、国際的な「児童の権利に関する条約」や日本の「こども基本法」、そして伊賀市の「自治基本条例」等に基づき、こどもも大人と同じく「ひとりの人間としての人権(自由及び権利)」、つまり、「権利の主体」として捉え、みんなで協力してこどもが幸せに暮らせるまちづくりの推進を目的としています。	庁内意見による修正
第2条 (定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) こども 18歳未満のすべての者その他これらの者と等しく権利を有すると認められる者で、市内に在住、在勤、在学、通所、又は市内で活躍する者をいう。 (2) 保護者 親又は親に代わってこどもを養育する立場の者をいう。 (3) 育ち学ぶ施設 市内にある児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。 (4) 市 市の行政事務を管理執行する機関をいう。 (5) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する事業者をいう。 (6) 団体 共通の目的のために構成された組織であって、市民等が構成員として加わり活動するもの(営利を目的とするものを除く。)をいう。	条例における用語の定義を規定しています。 (1)こども:「これらの者と等しく権利を有すると認められる者」とは、心身の状況(身体的、または精神的な理由で特別な配慮が必要な人等)、置かれている環境(家庭内で虐待を受けている人や、家庭の事情で適切なケアを受けられない人等)等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者(こどもと同じような脆弱な立場にいる若者や、特別な保護が必要な青少年等)としています。 (参考) ○児童の権利に関する条約:18歳未満 ○こども基本法:心身の発達の過程にある者 (3)【児童福祉法に定める児童福祉施設】 児童福祉法(児童福祉施設等) 第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。 <u>児童厚生施設(児童館・児童遊園等)も児童福祉施設に含まれ、育ち学部に関わる施設の施設として本条例の対象となります。</u> 【学校教育法に定める学校】 学校教育法(学校の範囲) 第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。 <u>なお、『その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設』には、私設のフリースクールや民間の学童保育施設等も含まれます。</u> <u>(5)市民等には営利を目的とする事業者も含まれます。(6)団体は、主に地域コミュニティや任意団体など非営利の組織を想定しており、事業者としての責務(第15条)と、地域団体等としての責務(第14条)を区別して規定しています。</u>	庁内及び委員意見による修正 ①
第3条 (基本理念)	こどもが安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進するため、基本理念は次のとおりとする。 (1) こどもを権利の主体として尊重すること。 (2) こどもの最善の利益を第一に考慮すること。	こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)がめざす「こどもまんなか社会」の実現に向けた大綱の使命から引用しています。 (参考) ○こどもまんなか社会:すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で(ウェルビーイングな)生活をおくることができる社会 ○こども大綱の使命:常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより「こどもまんなか社会」を実現していく。	

章・条(見出し)	条文	解説文	備考
第2章 こどもの権利			
第4条 (安心して生きる権利)	こどもが、安心して生きるため、次に掲げる権利が尊重される守られなければならない。 (1) 生命及び健康が大切にされること。 (2) 愛情をもって大切に育てられること。 (3) 安全な環境において育てられること。	こどもが安心して健康に成長するために必要な権利を規定しています。 (1) こどもの命が最優先で守られることが大切です。これは、事故や病気などからこどもの生命を守るために必要な対策を取る必要があります。また、こどもが健康でいられるよう、日常生活での健康管理に留意する必要があります。 (2) こどもが安心感を得られるよう、温かい心のこもった関わりを持つことが大切です。「愛情をもって育てる」とは、子どもの気持ちや意見に耳を傾け、一人ひとりの状況に応じた関わりを持つことです。市や保護者・学校等関係者が連携し、支援のしくみを整えていくことが求められます。そのため、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、適切に育てることが求められます。 (3) こどもが危険や恐怖を感じることなく、安心して生活できる環境が提供されるべきです。「安全」の基準をこどもの視点を基準とし、家庭・学校・地域それぞれの場において、安全対策を講じていく必要があります。これは、家庭内や学校、地域社会での安全対策を含みます。 (参考) ○児童の権利に関する条約第6条:生きる権利・育つ権利 ○こども基本法第3条第2項:基本理念	委員意見による修正 ②
第5条 (自分らしく生きる権利)	こどもが、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が尊重される守られなければならない。 (1) 自分の存在を認められ、尊重されること。 (2) 自分で自分のことを決めること。 (3) 自分の目標に向かって挑戦すること。	こどもが、自分自身を大切に、自分らしく成長していくために必要な権利を規定しています。 (1) こどもは、一人ひとりが大切な存在であり、その価値や個性が認められ、尊重されることで、こどもが自分の存在に自信を持ち、自分を大切に思えるようになります。 (2) こどもは、自分に関することを自分で選び、決めること、つまり、年齢や発達に応じた範囲で、日常の小さな選択から将来の大きな決断まで、自分で考えて決める機会を持つことが大切です。 (3) こどもは、自分の夢や目標に向かって努力し、挑戦する、つまり、個々の興味や関心を大切に、それを追求できる機会を持つことが大切です。 (参考) ○児童の権利に関する条約第6条:生きる権利・育つ権利 ○こども基本法第3条第1項:基本理念	委員意見による修正 ③
第6条 (心身ともに豊かに育つ権利)	こどもが、心身ともに豊かに育つため、次に掲げる権利が尊重される守られなければならない。 (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。 (12) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び及び休息すること。 (23) 自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術・スポーツ等の活動をするにより、創造力を育むこと。	こどもが心豊かに成長していくための権利を規定しています。 (1) 学ぶことは、成長し、発達していく過程において保障されなければならない重要な権利です。あり、様々な学びが保障されています。遊ぶことは、年齢や発達状況に応じた適切な遊びやレクリエーション等を通して、多くの経験を積むことができます。また、休息することは、健全な成長に欠かせないことです。 (2) 伊賀市文化振興条例第4条第2号及び第12条の規定に準じ、自然環境などの恩恵や芸術、文化、スポーツ等の活動の経験の積み重ねにより、豊かな人間性を養い、創造性を育むことに繋がります。 (参考) ○児童の権利に関する条約第3条:こどもにとって最もよいこと 第6条:生きる権利・育つ権利 第31条:休み・遊ぶ権利 ○こども基本法第3条第2項:基本理念 ○伊賀市文化振興条例第4条第2号:基本方針、第12条:こどもの文化芸術活動の充実	庁内及び委員意見による修正 ④⑥⑦

章・条(見出し)	条文	解説文	備考
第7条 (自分を守り、守られる権利)	子どもが、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げる権利が尊重される守られなければならない。 (1) あらゆる差別、いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。 (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。 (3) プライバシーが守られるとともに、自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。 (4) 困ったときに安心して気軽に相談し、適切な支援を受けられること。	子ども自らも自身を守り、周囲から守られる権利について規定しています。 (1)差別に限らず、いじめ、体罰、虐待等は、子どもにとって身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも影響を与える可能性があることから、心身ともに傷つけられないことを保障するものです。 (2)安全・安心が保障されているという認識を持つことにより、子どもが安心して生きていくことに繋がります。なお、「有害な環境」には、インターネットやSNS等を通じたスマートフォン被害なども含まれます。また、家族の介護等を担うヤングケアラーの状況についても、その対象として念頭に置いています。 (3)プライバシーの侵害は、子どもの自尊心を傷つけ、自信を喪失させる要因になります。一方で、子どもは、自身の考えが認められることによって、自信を持つことが可能となり、自己肯定感が育まれを育み、自己形成の促進に繋がります。 (4)子どもが一人で悩みを抱え込まずに、安心して気軽に相談できる体制が必要です。 (参考) ○児童の権利に関する条約第2条:差別の禁止 第16条:プライバシー・名誉の保護 第17条:適切な情報の入手(ともに良くない情報から守る) 第19条:暴力からの保護 第32条:経済的搾取・有害な労働からの保護 第33条:麻薬・覚せい剤等からの保護 第34条 性的搾取からの保護 第35条:誘拐・売買からの保護 第36条:あらゆる搾取からの保護 第39条:被害にあった子どもの回復と社会復帰 ○子ども基本法第3条第1項:基本理念	庁内及び委員意見による修正 ⑧⑨
第8条 (主体的に参加する権利)	子どもが、自分に関わることににを主体的に参加するため、次に掲げる権利が尊重される守られなければならない。 (1) 意見や考え(以下、「意見」という。)を自由に表明する機会が与えられ、その意見が聴かれ、その意見が尊重されること。 (2) 前号の意見を表明するための前提となる情報を受けることができること。 (3) 多様な社会的活動に参加 すること。 (4) 第1号及び第3号に基づく意見表明及び参加(以下、「意見表明・参加」という。)を強要されず、意見表明・参加したことによる不当な不利益を受けないこと。	子どもが社会や自分自身に関わることに、自らの意思で積極的に関与できることで、安心して自己表現し、積極的に社会に関われる権利について規定しています。 (1)子どもが自分自身のことや周りの状況についてどう思っているかを安心して伝えることができ、その意見がしっかりと聞かれ、尊重されることが大切です。なお、子どもが意見を表明する機会としては、パブリックコメントの実施や子どもを対象とした意見聴取の場の設定など、子どもが社会に声をとどけることのできる多様な手立てを設けることが求められます。 (2)子どもが正しく、そして十分に情報を理解したうえで、自分の考えを形成し、意見を述べるができるようにしなければなりません。 (3)子どもは、様々な社会活動に参加することで、自分の視野を広げ、経験を積み、社会とのつながりを深めることができます。その結果、社会の一員としての自覚を持ち、責任感を育むことができます。 (4)子どもが意見を述べたり参加した結果、不当な不利益を被ってはなりません。 (参考) ○児童の権利に関する条約第12条:意見を表す権利、第13条:表現の自由(情報や考えを伝える・知る権利) 第16条:プライバシー・名誉の保護、第17条:適切な情報の入手 ○子ども基本法第3条第3項・第4項:基本理念 ○伊賀市自治基本条例第4条第1号・第2号:自治の基本原則(情報共有の原則・市民参加の原則) 第6条:情報共有の原則 第8条:市民の知る権利、第12条:まちづくりに参加する権利 第13条:まちづくりの参加における市民の責務	庁内及び委員意見による修正 ⑩
第9条 (必要に応じ支援を受ける権利)	子どもが、個別の必要に応じて支援を受けるため、次に掲げる権利が尊重される守られなければならない。 (1) 子ども及びその家族の国籍、民族、政治的意見その他の意見、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障がいの有無、被差別部落の出身であること、その他属性又は状況により分け隔てられることなく共生できること。 (2) その置かれている状況に応じ必要な支援を受けることができること。	子どもが自分の特定の状況やニーズに応じた適切な支援を受けることで、すべての子どもが平等に成長し、幸せな生活を送れる権利を規定しています。 (1)子どもやその家族が、みんなと一緒に生活し、社会の一員として共に生きること、つまり、すべての子どもが平等に扱われ、どんな背景や特性を持っていても安心して暮らすことができる社会を目指しています。 (2)特別な教育が必要な子ども、医療的なサポートが必要な子ども、経済的な支援が必要な子どもなど、すべての子どもが健やかに育ち、安全で安心して生活ができるよう、それぞれの子どもが自分の状況にふさわしい支援を受けられるようにすることが必要です。 (参考) ○児童の権利に関する条約第8条:名前・国籍・家族関係が守られる権利 ○子ども基本法第3条第1項:基本理念 ○差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例第2条	庁内意見による修正

章・条(見出し)	条文	解説文	備考
第10条 (他者の権利の尊重)	子どもは、自分の権利が他者から尊重されることが同じように、他者の権利を尊重しなければならない。	子どもが、自分の権利を享受するだけでなく、他者の権利を尊重することについて規定しています。子どもが社会の一員として、互いに権利を尊重し合うことで、調和の取れた社会を築くことの重要性を示しています。 (参考) ○伊賀市自治基本条例第13条第2項:まちづくりの参加における市民の責務	
第3章 大人の責務			
第11条 (市の責務)	市は、基本理念にのっとり、子どもの権利について、大人も子どもも双方が、関心と理解を深められるとともに、育ち学ぶ施設、保護者、団体、市民等、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進しなければならない。	本章では、大人の責務についてまとめています。大人とは、年齢的には18歳以上の者が相当します。「保護者、育ち学ぶに関わるもの、市、市民等、団体」と具体的に類型化して定義をしています。 市が、子どもの権利を守り、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるために果たすべき責務について規定しています。 市は、子どもの権利を守るために、関係機関と協力し、必要な施策を実施する責務を負います。活動を行う責任があります。これにより、子どもたちが安全で健やかに育つ環境を作り出すことを目指します。	庁内及び委員意見による修正 ⑫
第12条 (育ち学ぶ施設に関わるもの、施設の責務)	市内の育ち学ぶ施設に関わるものは、子どもの健やかな成長に重要な役割を有することを鑑み、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、市が実施することの権利の保障に関する施策に協力するよう努めなければならない。 2 市内の育ち学ぶ施設に関わるものは、子どもの意見を適切な方法により把握するため、子どもの意見表明・参加の機会の意義、重要性等について十分に理解を深め、その機会を重んじて施設の運営を行うよう努めなければならない。 3 市内の育ち学ぶ施設に関わるものは、子どもが安心して安全に過ごすことができる環境を整備するよう努めなければならない。 4 市内の育ち学ぶ施設に関わるものは、一人ひとりの子どもの個性や多様な学びの在り方を尊重しながら、子どもの権利について子ども及び保護者等に周知を図るとともに、子どもからの相談に対応する体制を整備するよう努めなければならない。特に教育機関においては、子どもが集団生活及びその他の活動を通じて、権利を尊重することを学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体等が調和した生きる力を身に付けることができるよう努めなければならない。	子どもの育ちや学びに大きな関わりを持つ施設の責務役割を規定しています。 市内の育ち学ぶ施設に関わるものの役割は、子ども同士の関わりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い意見を尊重しながら、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援について努めなければなりません。 教育機関をはじめとした学び場においては、子どもが集団生活及びその他の活動を通じて、権利を尊重することを学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体等が調和した生きる力を身に付けることができるよう努めなければなりません。	庁内及び委員意見による修正 ⑬⑭
第13条 (保護者の責務)	保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、市が実施することの権利の保障に関する施策に協力するよう努めなければならない。 2 保護者は、その監護し、又は養育することの意見を聞き、尊重するため、子どもの意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、子どもの年齢や発達の程度に応じ、成長等の状況に応じ、意見表明・参加の機会を保障するよう努めなければならない。 3 保護者は、その監護し、又は養育することの子どもが安心して安全に暮らすことができる生活環境の確保及びその確保・維持のための積極的なサポートに努めなければならない。	生活の中心となる「家庭」における保護者の責務役割を規定しています。 保護者は、子どもの養育に関する第一義的な責任者であり、子ども一人ひとりをかけがえのない存在であるという認識のもと、子どもの気持ちに寄り添いながら、子どもの最善の利益を考え、子どもの年齢や発達に応じた養育に努めなければなりません。 また、日本国憲法及び教育基本法に基づき、保護者は子どもに対して普通教育を受けさせる義務を負っています。市は、第16条に定めるとおり、この義務を果たす保護者を支援するため、関係機関・団体等と連携し、必要な支援を行います。 (参考) ○児童の権利に関する条約第18条第1項:子どもの養育はまず親に責任 ○子ども基本法第3条第5項・第6項:基本理念 ○日本国憲法第26条 ○教育基本法第5条	庁内及び委員意見による修正 ⑯
第14条 (団体の責務)	団体は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、市が実施することの権利の保障に関する施策に協力するよう努めなければならない。 2 団体は、子どもの意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、子どもが関わる活動又は事業に携わるときは、子どもからその意見を聴取し、子どもの積極的な参加を促すよう努めなければならない。	子どもの権利を守るために果たすべき団体の責務役割について規定しています。 団体は、子どもの権利に対する意識を高め、市の取組みに積極的に協力することにより、地域全体で子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを目指しています。	事務局修正

章・条(見出し)	条文	解説文	備考
第15条 (市民等の責務)	市民等は、基本理念にのっとり、こどもの権利について関心と理解を深めるとともに、市が実施することの権利の保障に関する施策に協力するよう努めなければならない。 2 市民等は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、家庭、地域、職場等において、こどもの年齢や発達の程度に応じ、成長等の状況に応じて、意見表明・参加の機会を保障するよう努めなければならない。 3 事業者は、雇用する労働者の就業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めなければならない。	こどもの権利を守るために果たすべき市民や事業者の責務役割について規定しています。 市民や事業者は、それぞれの立場でこどもの権利を尊重し、こどもが安心して成長できる環境づくりに協力することにより、地域全体でこどもの健やかな成長を支える取組みが推進されます。	庁内意見による修正
第1716条 (保護者への支援)	市、市内の育ち学ぶ施設、団体及び市民等は、こどもの権利の実現において役割を果たすことに困難を有する保護者を支援するよう努めなければならない。	経済的な理由や情報不足、育児の負担など様々な理由で困難を抱えている保護者がこどもの権利を実現する際に直面する困難を支援するために、市やその他の関係者が果たすべき役割について規定しています。 特に、子育てに関わる経済格差は、こどもの権利保障に直結する重大な課題であり、経済的な支援を含めた取り組みを通じて、保護者が置かれている状況に関わらず、すべてのこどもの権利が等しく保障されるよう努めます。 (参考) ○児童の権利に関する条約第18条第2項：子どもの養育はまず親に責任 ○こども基本法第3条第5号・第6項：基本理念	庁内及び委員意見による修正 ※第4章への移行 ⑰
第4章 こどもの権利の保障に関する施策等			
第1617条 (計画)	市は、こどもの権利の保障に関する施策を推進するためについて、こども計画を策定する計画を定めるものとする。	こども基本法第10条第2項において、市町村こども計画の策定が努力義務となっています。 こども計画は、こども基本法第3条(基本理念)及びこども大綱第2(こども施策に関する基本的な方針)を踏まえ、こどもの権利保障を鑑みた計画です。 伊賀市のこども計画では、こどもの権利保障を施策遂行の根幹と位置づけ、ライフステージごとの切れ目のない支援についての計画として策定します。 (参考) ○こども基本法第10条第2項：都道府県こども計画等	庁内意見による修正
第18条 (こどもの居場所づくり)	こどもが、ありのままの自分であること、休息すること、自由に遊び若しくは活動すること、又は安心して人と関わりあうことができる多様な居場所を持つことが大切であることを踏まえ、市は、安全で安心な居場所の確保及び充実に努めなければならない。 2 市は、こどもの居場所づくりに取り組む市民、団体及び事業者等と連携を図り、その活動を支援するものとする。	こどもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、「虐待」「いじめ」「孤立」など、こどもの権利が侵害される深刻な状況が後を立たない状況の中で、こどもが安心して自分らしくいられる「居場所」を持つことは、こどもの健全な育ちを支える上で極めて重要な意義を持っています。 こどもが自分らしく安心して過ごせる居場所を確保することが、こどもの権利保障の根幹をなすものであるとの認識に立ち、行政・市民・団体・事業者が一体となって取り組むことを規定しています。	庁内意見による修正
第1918条 (こどもの意見表明の聴取)	市は、こどもに関する権利を保障する施策等を実施検討するときは、施策の対象となるこどもの意見を幅広く聴取し、その意見の反映・実現に努めなければならない。 2 前項については、こどもの年齢や発達の程度に応じ、その意思を汲み取り、かつ必要に応じ意見を代弁する等の支援を行うよう努めなければならない。	こどもに関する取組みを検討する際に、どのようにこどもたちの意見を取り入れるかについて規定しています。 こどもの年齢や発達段階に応じて、意見や気持ちを正しく理解すること、つまり、言葉で表現するのが難しいこどもには、その状況や行動・や表情から気持ちを読み取ることが必要です。また、こどもが自分の意見を直接伝えられない場合に、必要に応じて大人がこどもの意見を代わりに伝える支援が必要です。 このように、こどもの年齢や発達に応じて、意見を正しく反映させるための配慮やサポートが重要です。 また、市は、こどもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、こどもが表明した意見が施策等にどのように反映されたかを、わかりやすい方法でこどもに説明することに努めなければなりません。 (参考) ○児童の権利に関する条約第12条：意見を表す権利、第13条：表現の自由(情報や考えを伝える・知る権利) ○こども基本法第3条第3項・第4項：基本理念 ○伊賀市自治基本条例第4条第2号：自治の基本原則(市民参加の原則) 第12条：まちづくりに参加する権利 第14条：まちづくりに関する市の役割と責務	委員意見による修正 ⑱

章・条(見出し)	条文	解説文	備考
第20 ¹⁹ 条 (子どもへの情報共有発信)	市、 <u>市内</u> の育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等は、それぞれが実施することにも関する施策及び取組みについて、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信に努めるものとする。	子どもへの分かりやすい情報発信を行うことを規定しています。 子どもに関する取組みへの参加を促進するためには、その前提として、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信、つまり、子どもが理解を深め、自分の意見を形成できるよう、子どもに分かりやすい情報発信に努める必要があります。 (参考) ○児童の権利に関する条約第13条:表現の自由(情報や考えを伝える・知る権利) ○子ども基本法第3条第3項・第4項:基本理念 ○伊賀市自治基本条例第4条第1号:自治の基本原則(情報共有の原則)第6条:情報共有の原則 第7条:市の責務 第8条:市民の知る権利	庁内意見による修正
第21 ²⁰ 条 (相談体制の充実)	市は、子どもの権利に関し、 <u>子どもが安心して相談できるよう、子どもを対象とした相談体制を整備するとともに、子ども及び保護者等、その他関係者が利用しやすい相談体制の整備を確保し、子どもが育ち学ぶ関わる施設、その他の関係機関と連携しながら、その他必要な措置を講ずるものとする。</u>	子どもが安心して相談できる環境を整え、その権利をしっかりと守るための体制が必要です。 本条は、伊賀市自治基本条例第4条に(自治の基本原則)の趣旨を踏まえ、 <u>相談体制の整備にあたっては、保育所・学校など子どもが日常的に育ち学ぶ施設との有機的な連携を図ることを想定しています。</u>	庁内及び委員意見による修正 ⑳㉑
第22 ²¹ 条 (子どもまんなか応援サポーター)	市は、子どもの権利保障を推進し、子ども大綱(令和5年12月22日閣議決定)が目指す「子どもまんなか社会」の実現に賛同する者を、伊賀市子どもまんなか応援サポーター(以下「サポーター」という。)に認定することができる。 2 サポーター認定の詳細は、別に定めるものとする。	子ども家庭庁が実施する「子どもまんなかアクション」を広げる「子どもまんなか応援サポーター」の取組みで、参加における申請や届出は不要です。伊賀市においては、地域社会全体で子どもの権利に対する意識を高め、地域に根差した条例を目指す一環として、当該制度に準じ、伊賀市独自の「伊賀市子どもまんなか応援サポーター」を認定し、サポーターと共に子どもが幸せに暮らせるまちづくりを推進します。 (参考) ○子どもまんなかアクション:子ども家庭庁の取組みで、子ども・子育てにやさしい社会づくりのための気運醸成の活動 ○子どもまんなか応援サポーター:「子どもまんなか」の趣旨に賛同し、自らがアクションに取組み、その情報を発信します。	
第23条 (広報及び啓発)	市は、この条例及び子どもに関する施策について、 <u>子ども及び保護者等の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発に努めなければならない。</u>	市が子どもの権利条例及び子どもに関する施策を広く周知し、子どもや保護者等がその内容について関心と理解を深められるよう、 <u>広報・啓発活動を行うことを定めたものです。</u> 子どもの権利が充実した内容で条例に規定されていたとしても、その存在や内容が子ども自身や保護者等に知られていなければ、権利の保障は絵に描いた餅に終わってしまいます。権利の実効性を確保するためには、まず当事者である子どもが自らの権利を知り、保護者等がその保障について理解することが不可欠です。本条はこうした観点から、市に対して広報・啓発活動の実施を位置付けています。	庁内及び委員意見による修正 ㉒
第22条 (評価と検証)	伊賀市子ども未来応援会議条例(平成19年条例第60号)に基づき設置される伊賀市子ども未来応援会議は、第17条で定める計画の評価及び検証を行うものとする。	市の附属機関である「伊賀市子ども未来応援会議」の役割について規定しています。 子どもたちの未来を支援するための計画が効果的に進んでいるかどうかを評価・検証し、必要に応じ計画の見直しに関する提言を行う役割を果たします。 (参考) ○伊賀市子ども未来応援会議条例第1条:目的	庁内意見による修正
第5章 雑則			
第24 ²³ 条 (委任)	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。		